

総行地第 46 号
8 教地推第 37 号
令和 8 年 5 月 28 日

各都道府県地域活性化担当課長
各都道府県教育委員会社会教育担当課長 殿
各指定都市教育委員会社会教育担当課長

総務省地域力創造グループ地域振興室長
同 人材力活性化・連携交流室長
文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長

地域づくりに資する関連施策の一体的推進について

持続可能な活力ある地域社会の実現に向けては、地域住民を核としつつ、行政、企業、大学、NPO など様々な主体がそれぞれの得意分野を生かしながら相互に連携・協働して取り組むことが重要です。

こうした観点から、国においては、総務省及び文部科学省の施策説明会等において、両省の関連施策を相互に説明する機会を設けたり、本年 3 月に総務省の「地域づくり人材の養成に関する調査研究会」が取りまとめた令和 7 年度報告書において、地域づくりの取組を進めるに当たり、社会教育を通じたファシリテータースキルを有する人材の育成の重要性等が提言されたりするなど、両省の連携・協働が図られているところです。同様に、各都道府県、市区町村においても、首長部局・教育委員会という所管をこえて相互に認識を共有し、関係施策を一体的に推進していくことで相乗効果が期待されます。また、こうした取組による行政資源の効率的な活用は職員の業務負担の軽減にもつながるものと思料されます。

特に、地域の主体性を活かした地域づくりのための取組として、総務省では地域運営組織（RMO）、文部科学省においては、コミュニティ・スクール、地域学校協働活動、社会教育人材の育成等を推進してきたところです。一方で、これらの施策は、その目的や対象において相互に高い親和性を有しているものの、必ずしも十分な連携の下で活用されてきたとは言い難く、国及び地方公共団体の双方において、所管の違い等を背景とした縦割りの取組が行われてきたとの指摘もあります。

については、以下に、地域づくりに資する総務省及び文部科学省の主な関連施策について整理してお示ししますので、各都道府県、市区町村においては、首長部

局・教育委員会の各担当職員にご紹介いただくとともに、施策間の連携可能性を検討する際の参考としてご参照いただければと存じます。

各都道府県及び各都道府県教育委員会におかれては、域内の市区町村及び市区町村教育委員会に対して本通知の周知をお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

1. 地域づくりに資する関連施策について

(1) 地域運営組織（RMO）について

高齢化の進行による生活機能の低下や、人口減少・過疎化に伴う集落の生活支援機能の低下が進む中、地域の暮らしを持続的に支えていくためには、地域住民自らが主体となり、地域課題を把握・共有し、その解決に向けた取組を継続的に実践していく体制を構築することが重要である。

このため、総務省においては、地域で暮らす人々を中心に、自治会・町内会、民生委員・児童委員、消防団、NPO、地元企業、社会福祉協議会、PTA 等の多様な関係主体が参画し、協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を行う組織として、「地域運営組織（RMO：Region Management Organization）」の形成・運営を推進している。

地域運営組織（RMO）は、地域課題を整理・共有し、対応方針を検討する協議機能と、検討結果を踏まえて具体的な事業や活動を実施する実行機能を併せ持つことを特徴としており、単発的な活動にとどまらず、地域の実情に応じた持続的な取組を行うための基盤として位置付けられている。

現在、全国で 8,000 を超える地域運営組織（RMO）が形成されており、移動スーパーの運営等による買い物支援、コミュニティバスや送迎活動等の外出支援、見守り活動や防災活動、地域行事や交流事業の実施など、その活動内容は多岐にわたる。また、複数の集落や地区を単位として形成される事例も見られ、地域内の人材・資源を面的に活用することで、個々の集落のみでは対応が困難な課題への対応も可能となっている。

地域運営組織（RMO）は、行政との役割分担の下で、地域の実情を最もよく知る住民の視点を生かしながら、地域課題の把握や解決に向けた取組を進めるための重要なパートナーである。特に、地域づくりを担う人材の受け皿としての機能や、学校、社会教育施設、福祉、防災等の分野を横断した取組を展開するためのインフラとしての役割が期待されており、他の地域コミュニティ施策や社会教育施策等と連携することで、より高い効果を発揮することが見込まれる。

(2) コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動について

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、保護者や地域住民等が学校運営に参画する仕組みであり、令和7年度時点の公立学校における導入率は64.9%に達している。学校運営協議会は、

- ・校長が作成する学校運営に関する基本的な方針に対する承認
- ・学校運営に関する意見の提出
- ・教員の任用に関する意見の提出

といった権限を有しており、地域の声を活かした学校運営が実現されるだけでなく、地域住民等の主体的な参画を通じた自治意識の醸成につながることも期待される。

また、「地域学校協働活動」は地域住民、企業、NPO、保護者などが学校と連携し、地域全体で子供の学びと成長を支え、「学校を核とした地域づくり」を目指して実施する様々な活動である。例えば、地域学校協働活動の実施や、地域の行事・イベント等への参画などが挙げられる。

コミュニティ・スクールにおける協議の結果を踏まえながら、学校教育を地域学校協働活動により充実させる観点や、地域課題を学校、児童生徒、保護者等との協働により解決していく観点等から、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進することが重要であり、両取組が円滑に連動しながら展開されるよう、学校と地域をつなぐ役割を担う地域学校協働活動推進員の配置を推進している。

(3) 社会教育及び社会教育主事講習について

「社会教育」は、学校教育の領域を除いたあらゆる組織的な教育活動として幅広く行われており、学びを通じて個人の成長を期するとともに、他者との協働活動を通じて相互のつながりを形成していくという点にその特徴がある。社会教育は、その有する「人づくり」、「つながりづくり」、「地域づくり」の三つの側面を一体的に推進することにより、単なる学習機会を提供するだけでなく、住民自治を醸成し、成立させるための社会基盤としての機能も期待される。

こうした社会教育の推進のため、教育委員会に専門的教育職員としておくこととされる「社会教育主事」の任用資格付与のため、社会教育主事講習が実施されているところである。本講習は、社会教育法（昭和24年法律第207号）に基づく専門的な講習で、受講による学習支援の方法やファシリテーションの手法等の習得を通じ、参加型の行政運営能力の育成が図られる。特に、地域課題を住民が自分事として捉え、その解決に向けて主体的・継続的に関われるよう、教育的視点を持って政策の形成・推進を図る手法は、防災、福祉、地域振興、環境、まちづくりなど様々な領域に応用が可能であることが期待される。

本講習の修了者には「社会教育士」の称号が付与され、令和6年度現在、約10,000人に称号が付与されており、今後もその拡大が期待されることである。

なお、本講習の実施に当たっては、より受講しやすくすることで、受講者の負担軽減が図られるよう、国としては、講習の定員拡大、講習内容の在り方や受講形態の多様化等について併せて工夫していく予定である。

2. 関連施策の一体的な推進に向けて

(1) 地域づくりを担う人材の育成

持続可能な形で地域づくり活動のためには、それを担う人材の育成が不可欠である。すでに、各地で地域運営組織の担い手や自治会活動のリーダー、社会教育士、地域学校協働活動推進員、コーディネーター等が活躍しており、その養成に向けた各種の研修が行われているが、それぞれが異なる目的の下で別個に進められていたり、現場の人員が不足したりしている等の課題が指摘されている。これらの取組の多くは相互に親和性が高く、内容的にも重なる部分も見られることから、関係者間で情報を共有し、連携・協働しながら実施していくことで、地域づくりに係る学習機会の充実が効率的に図られることが期待される。

例えば、社会教育主事講習は、本来は教育委員会に所属する社会教育担当職員を対象として想定されたものではあるが、講習受講による住民参画の理論、合意形成やファシリテーションの手法等の習得を通じ、住民参加型の行政運営能力の強化が期待できる。特に、地域課題を教育の視点でとらえる政策形成の促進は、地域振興、防災、福祉、共生社会づくりなど様々な領域に応用可能であることから、地域運営組織（RMO）の構成員、地域おこし協力隊や集落支援員がこの講習を受講したり、逆に社会教育人材が集落支援員として地域づくりを実践したり、地域運営組織（RMO）に参画して地域づくりを実践したりするといった取組が考えられる。

(2) 学校を核とした地域づくりの推進

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進は、学校と地域が連携・協働して子供たちの成長を支えることで、自立的・継続的に子供を取り巻く課題を解決できる地域社会の実現を目指すものである。また、将来的な地域の担い手育成の観点からも、学校教育と地域との連携は有意義であり、地域の文化、自然、産業等の地域資源を活かした探究学習の充実を図ることで、子供たちの主体性が生まれ、地域への愛着・帰属意識が醸成されていくことも期待される。

学校を核とした地域づくりのさらなる推進のため、例えば、学校運営協議会と地域運営組織（RMO）が連携したり、地域おこし協力隊や集落支援員が学校において地域学校協働活動推進員等と共に地域との連絡調整等の役割を担ったりするといった取組が考えられる。

(3) 地域活動拠点として公民館等の社会教育施設の活用

公民館、生涯学習センター、図書館等の社会教育施設については、地域住民の学習活動の場であるとともに、地域コミュニティの形成や交流の拠点として重要な役割を担うものである。実際、地域運営組織（RMO）の活動実態においても、活動拠点を有する団体の6割以上が公共施設を使用している。特に公民館については、様々な公民館による主催事業に加え、民間企業やNPO等との連携により地域の実情に合わせて柔軟な運営がなされているところである。

このため、地域づくり活動に関する会議や住民交流の機会の提供、地域課題の解決に向けた学習機会の充実など、地域の多様な主体が集い、対話し、協働する場としてこれらの施設の積極的な活用が可能である。

(4) 国における支援

総務省及び文部科学省においては、地域運営組織（RMO）等の地域づくり施策と社会教育施策の連携を推進する観点から、先進事例の収集・共有や研修機会の提供等を通じ、地方公共団体の取組を支援していくこととしている。

特に本年度は、総務省の「地域づくり人材の養成に関する調査研究会」において、これまで蓄積された成果・ノウハウのフィードバックを目的に、全国の地域づくりに関わる者を広く対象とした「地域づくり人材ワールド・カフェ」を全国4ブロックで開催する予定である。

各地方公共団体におかれては、本通知の趣旨を踏まえ、関係部局間の連携を図りながら、地域の実情に応じた取組を推進されたい。

【別添1】 地域活動組織（地域運営組織（RMO）） 関連資料

【別添2】 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進 関連資料

【別添3】 社会教育（社会教育士・社会教育主事講習等） 関連資料

【別添4】 「地域づくり人材ワールド・カフェ」 関連資料

(本件担当)

総務省地域力創造グループ地域振興室

chishin@soumu.go.jp

03-5253-5534

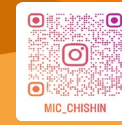
文部科学省総合教育局地域学習推進課法規係

houki@mext.go.jp

03-5253-4111（内線 2977）

地域運営組織（RMO）の形成・運営

R8当初予算額案 0.3億円
(R7当初予算額 0.3億円)



別添 1

※RMO : Region Management Organization

地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、**地域内の様々な関係主体**が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、**地域課題の解決に向けた取組**を持続的に実践する組織

- 全国には**8,587組織**、地域運営組織が形成されている市区町村数は**903団体**（令和7年度総務省調査）
- “人材・資金・情報”の3つの側面から地域運営組織の形成及び持続的な運営に向けた活動を後押し

RMOイメージ図

※概ね小学校区単位で活動
※「○○まちづくり協議会」
「△△コミュニティ協議会」等の名称での活動を確認

地区公民館や図書館等の社会教育施設を拠点にしているRMOが多い



RMO活動事例

（特非）きらりよしじまネットワーク（山形県川西町）

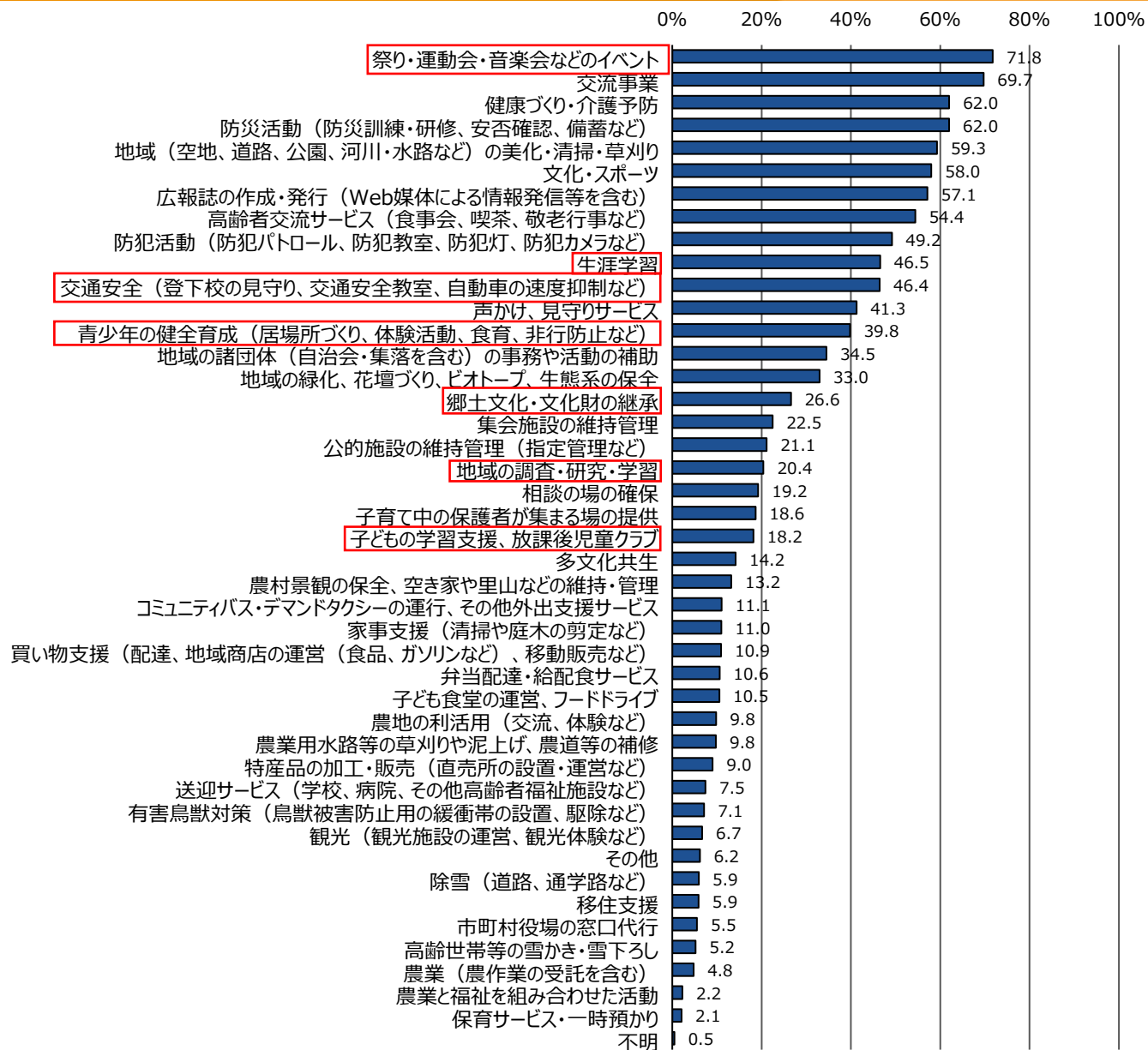
- 生活関連情報をワンストップで収集できるアプリ等のICT技術を活用した高齢者の見守り、子ども食堂、地産地消や移動販売による買い物支援や児童クラブ事業など住民の生活支援活動を実施
- **地域の若者（約30人）が事務局として参加し**住民の話し合いを運営、アイデアを集約し、生活に根差した事業を展開している



POINT

- 各主体がバラバラに活動するのではなく、1つの組織として分野横断的に活動することで、地域課題の解決可能性が高まる
- 従来の住民自治組織と比較して、若者や女性が参加しやすい組織
- 自治体と地域をつなぐ主体となり、様々な地域活動の基盤（インフラ）となる
- 地域運営組織の形成・運営等に要する経費について、地方財政措置を講じている※次ページ参照

地域運営組織（RMO）の主な活動



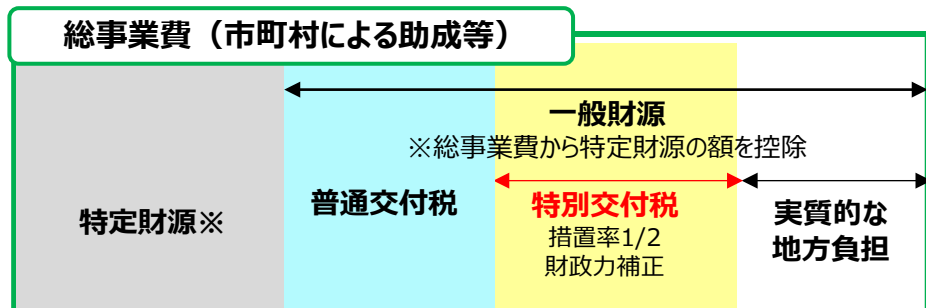
● 祭り・運動会・音楽会などの運営（71.8%）が最も多く、交流事業（69.7%）、健康づくり・介護予防（62.0%）、防災活動（62.0%）などが続く。

地域運営組織（RMO）の設立・運営に関する地方財政措置（概要）

1. 地域運営組織の形成・運営への支援【市町村】

地域運営組織の運営支援や住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援に要する経費

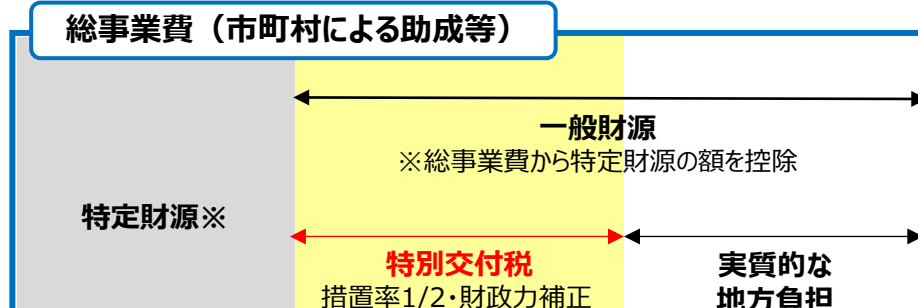
- 事務局運営や事業活動の支援
⇒ 普通交付税算定額を上回る経費について特別交付税措置



<措置対象>

- (1)：事務局人件費、事務局職員のスキルアップや組織・事業の見直し（柔軟な最適化）に関する研修費等
- (2)：高齢者交流、声かけ・見守り、買物支援、弁当配達、登下校時の見守り、交流事業（子育て、親子、多世代）、子ども食堂、学習支援、相談の場に必要な経費等

- 形成支援
⇒ 特別交付税措置



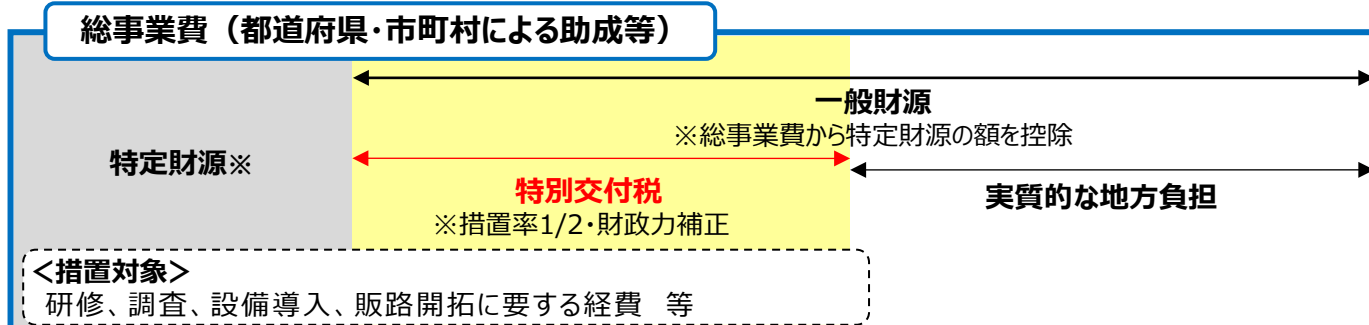
<措置対象>

- ワークショップ開催に必要な経費、ファシリテーターの旅費及び謝金、事務所開設のための施設改修費等 ※措置回数制限あり
- ※令和8年度からは、ワークショップ開催の為に臨時職員経費について、特別交付税措置の上限額を引き上げ（最大220万円→240万円）

2. 地域運営組織の経営力強化への支援【都道府県及び市町村】

自主事業の実施による収入の確保
等地域運営組織の経営力強化に
要する経費

⇒ 特別交付税措置



<措置対象>

- 研修、調査、設備導入、販路開拓に必要な経費等

※ 特定財源とは都道府県補助金等であり、国から委託費・交付金等が交付されている場合、特別交付税の対象とならない。

教育委員会

コミュニティ・スクール
(学校運営協議会を設置した学校)

学校運営協議会

学校運営や学校運営に必要な支援に関する協議を行う
※地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5

- 校長が作成する学校運営の基本方針を承認
- 学校運営について、教育委員会又は校長に意見
- 教職員の任用に関して、教育委員会に意見

地域学校協働活動推進員

(委員) 10~15人程度
・地域住民、保護者
・地域学校協働活動推進員
・その他教育委員会が必要と認める者
(例：近隣幼稚園等・小中学校関係者) など



校長等

学校運営の
基本方針

学校運営・
教育活動



意見

学校運営
教職員の任用

説明

承認

説明

意見

任命

※ 学校運営の責任者として教育活動等を実施する
権限と責任は校長が有する

委嘱

情報共有

地域学校協働活動推進員 ※社会教育法第9条の7
地域と学校をつなぐコーディネーターの役割

情報共有

地域学校協働活動

地域と学校が連携・協働して行う
学校内外における活動

※社会教育法第5条

地域学校協働活動推進員



地域住民等の参画を得て、
・放課後等における学習支援・体験活動（放課後子供教室など）
・授業補助、校内清掃、登下校対応、部活動補助などの学校における活動
・地域の防災活動やお祭り等地域の伝統行事への参画など地域を活性化させる活動
などを実施

※ 地域学校協働本部
地域の人々や団体による「緩やかなネットワーク」を形成した地域学校協働活動を推進する体制

様々な地域学校協働活動

定義

「地域学校協働活動」とは、幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして、以下の様々な取組を組み合わせる実施する活動

学びによるまちづくり・ 地域課題解決型学習・郷土学習

- ◆地域資源を理解し、その魅力を伝えたり、地域活性化のための方策を考え、実行する学習活動
- ◆「ふるさと」について地域住民から学び、自ら地域について調べたり発表したりする学習活動
- ◆地域の産業や商店街の職場体験学習、郷土の伝統・文化芸能学習 など



放課後子供教室

- ◆地域住民の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として行う、学習や体験・交流といった多様な活動



地域未来塾

- ◆中学生・高校生等を対象に、教員OBや大学生などの地域住民の協力によって行う学習支援



家庭教育支援活動

- ◆寄り添いが必要な子供、不登校傾向のある子供等への対応について、保護者が学び合う機会づくり など



学校に対する多様な協力活動

- ◆登下校の見守り、花壇や通学路等の学校周辺環境の整備、子供たちへの本の読み聞かせ、授業の補助や部活動の支援 など



地域の行事、イベント、お祭り、 ボランティア活動等への参画

- ◆地域イベントにおけるボランティア体験学習、伝統行事やお祭りでの伝統文化・芸能の発表や楽器の演奏、地域の防災訓練への参画 など



コミュニティ・スクール制度を通じた地方自治機能の強化

コミュニティ・スクール制度

- ◆ 地域でどのような子供達を育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを、地域住民と共有。
- ◆ 学校と地域住民が力を合わせて学校の運営に取り組む。



地域住民が教育の当事者となることで、
責任感をもって学校及び地域の課題解決に取り組む

地域住民が参画・協働することで、
顔が見える関係となり、学校を中心に地域住民がつながる

大人達の“地域のことを考え、地域のために協働して動く姿”を見て、
子供達が「自分たちの町、地域は自分達で創る」ということを意識する



コミュニティ・スクールを通じた地域とともにある学校づくりは、
地方自治の基盤強化につながる。

きっかけになりやすい“子供のこと、学校のこと”を入口として、
次世代における地方自治の担い手を育成



石川県
白山市立美川小学校

まちづくり×コミュニティ・スクール

美川まちづくり協議会



美川小学校コミュニティ・スクール

みかわ未来プロジェクトの立ち上げ

地域課題の解決に向け、住民全体が一丸となって地域の未来を考えるプロジェクトを企画

- ・美川小6年生が、まちづくり協議会の協力を得て、総合学習にて「空き家の活用」をテーマに活動
- ・最終的に空き家の具体的な活用方法について、6年生が提案し、実際に、町屋を活用したカフェを実験的に実施

成果

「地域の宝」を発見

ヒト

- ・美川まちづくり協議会
- ・美川小6年生と保護者
- ・地域住民

モノ

- ・空き家になった町屋
- ・温泉
- ・美川の伏流水

コト

- ・美川おかえり祭り
- ・北前船寄港地 ・船主集落
- ・白山手取川ジオパーク

ポイント！

まちづくり協議会会長が学校運営協議会委員兼コーディネーターとして、プロジェクトを主体的に企画・運営したからこそ、プロジェクトが成功した

社会教育は、学びを通じて個人の成長を期するとともに、他者との協働的な活動を通じて人と人相互のつながりや社会とのつながりを形成していくものである。

このように、学びを通じて「**人づくり・つながりづくり・地域づくり**」の循環を生み、**持続的な地域コミュニティを支える基盤となるものである**。

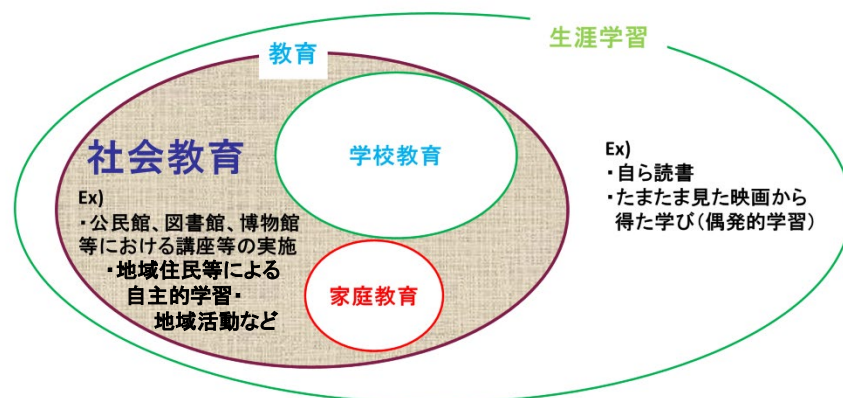
【参考】（中央教育審議会 社会教育の在り方に関する特別部会（R8.5.25）資料1より抜粋）

社会教育は、（中略）より具体的には、
地域課題の解決を図る活動を通じた地域コミュニティの維持・形成という「地域づくり」を目指し、
協働活動等を通じた顔が見えて自分事の範囲が重なる関係の構築である「つながりづくり」を実現するため、
楽しさや充足感ある学びや活動を通じた主体性の涵養を通じた「人づくり」を行う
教育的意図を有する活動として行われるものである。

社会教育の具体的な活動のイメージ

学校教育を除く組織的な教育活動を広く含み、例えば、公民館における講座やサークル活動、図書館・博物館が行う講座、PTAや子ども会などの社会教育団体の活動、地域住民による地域学校協働活動等が該当するほか、地域住民やNPO等が自主的・組織的に行う幅広い学習活動・地域活動が該当する。

(参考)社会教育と生涯学習の関係性イメージ



○社会教育法（昭和24年法律第207号）（抄）

第2条 この法律において「社会教育」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

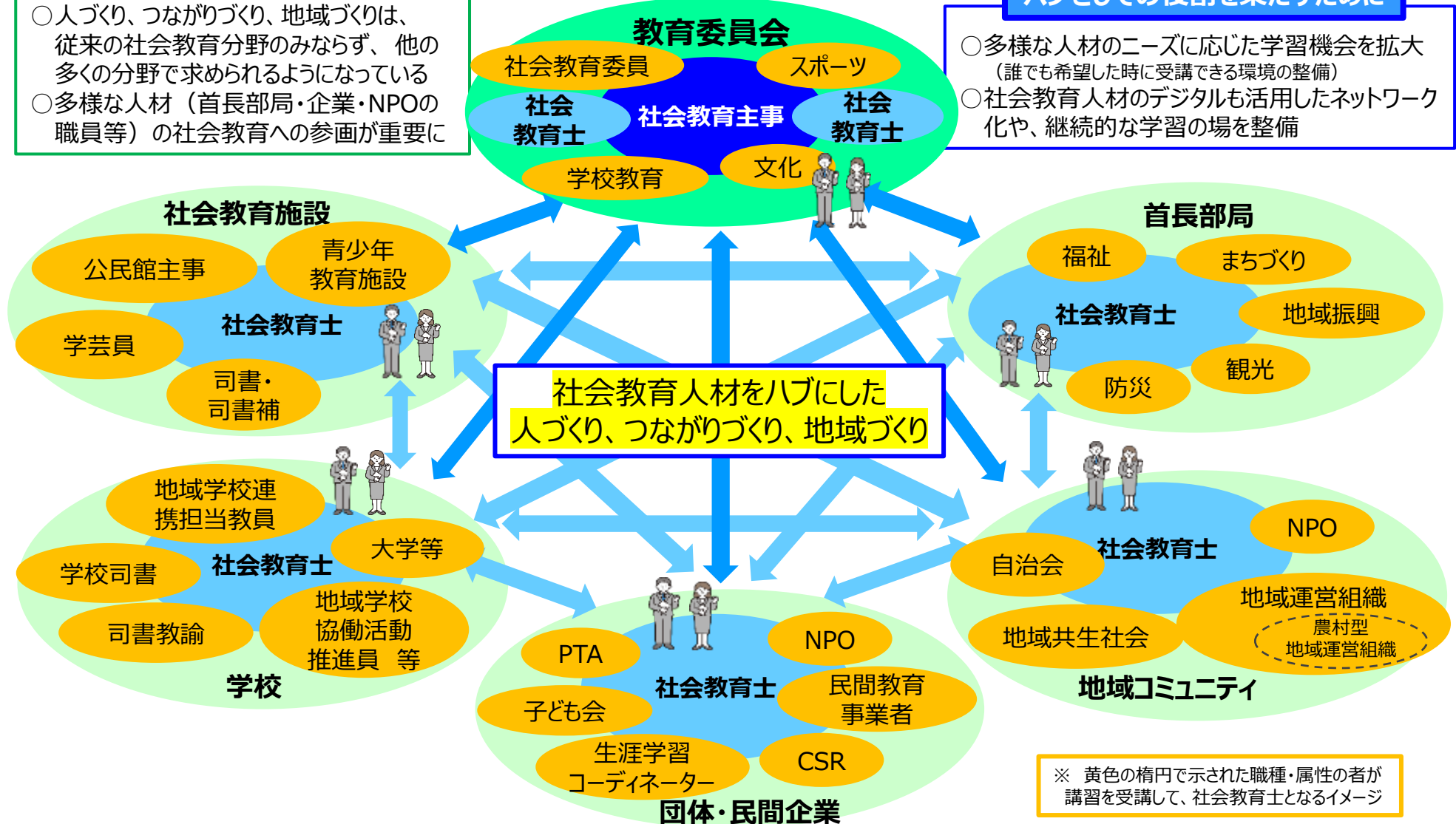
社会教育の裾野の広がり、社会教育人材が果たすべき役割

社会教育の裾野の広がり

- 人づくり、つながりづくり、地域づくりは、従来の社会教育分野のみならず、他の多くの分野で求められるようになってきている
- 多様な人材（首長部局・企業・NPOの職員等）の社会教育への参画が重要に

社会教育人材がハブとしての役割を果たすために

- 多様な人材のニーズに応じた学習機会を拡大（誰でも希望した時に受講できる環境の整備）
- 社会教育人材のデジタルも活用したネットワーク化や、継続的な学習の場を整備

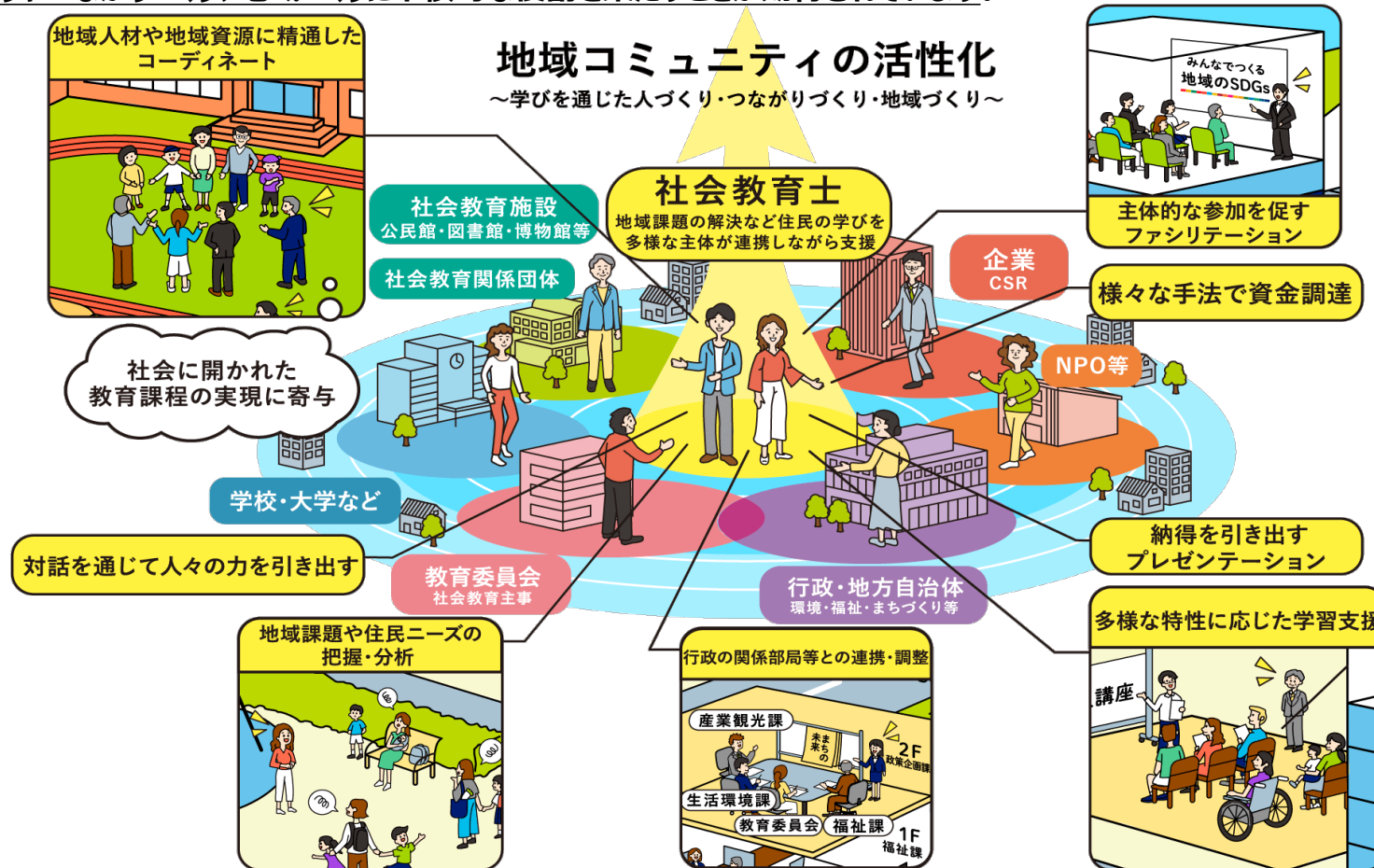


※ 黄色の楕円で示された職種・属性の者が講習を受講して、社会教育士となるイメージ

社会教育士に期待される役割（イメージ図）

「社会教育士」とは？～学びを通じて、人づくり・つながりづくり・地域づくりの中核的な役割を果たします～

- 「社会教育士」は、教育委員会事務局に配置される「社会教育主事」になるための講習や養成課程を修了した者に与えられる「称号」です。社会教育主事にならなくても、その能力があることが分かるようにするため、令和2年4月に新設しました。
- 講習や養成課程で習得した**コーディネート能力、ファシリテーション能力、プレゼンテーション能力等**を活かし、教育委員会のみならず、福祉や防災、観光、まちづくり等の**社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、行政や企業、NPO、学校等の様々な場で、人づくりやつながりづくり、地域づくりに中核的な役割を果たすことが期待されています。**



詳しくはこちら↓



社会教育士となるメリット

学習支援の方法やファシリテーションの手法等の習得を通じ、参加型の行政運営能力の育成が図られる。

特に、地域課題を住民が自分事として捉え、その解決に向けて主体的・継続的に関わられるよう、教育的視点を持って政策の形成・推進を図る手法は、防災、福祉、地域振興、環境、まちづくりなど様々な領域に応用が可能であることが期待される。



防 災 × 社会教育士

市役所の防災担当職員が、住民参加の防災学習会において「避難所運営マニュアルづくり」を企画・実施。学習会におけるマニュアルづくり活動を通じて、参加者に「避難所は地域が運営するものである」という気付きを促し、「共助とはこの地域ではどういうことなのか」ということを深く理解するひとつのきっかけとなった。

福 祉 × 社会教育士

訪問看護師としての経験から、福祉の視点も活かし、子供から大人まで誰でも来ることのできる多世代の居場所「まちの縁側」を開所。教育委員会から放課後子供教室の事業指定を受け、公民館、子育て担当部署、子育て支援系市民団体、等と連携・協働しながら、地域ぐるみで子供を育て様々な取組の展開につながった。

観光振興 × 社会教育士

旅行会社の勤務経験を活かし、青少年教育施設の指定管理者として、マリンスポーツを取り入れた体験活動プログラムを実施。参加者の地域資源の再発見機会となっただけでなく、このプログラムが評判となり、域外の事業者から「地域独自の観光資源を活用したアクティビティ」の提案を受け、旅行ツアー商品の造成につながった。



社会教育士



様々な分野で活躍する社会教育士



※ 文部科学省HP 社会教育士note で発信中

(参考) 社会教育主事講習で取り扱う内容



文部科学省

【社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令の施行について（平成30年2月28日生涯学習政策局長通知）】

科目名・単位数	目的	主な内容
生涯学習概論 〔2単位〕	生涯学習及び社会教育の本質について理解を図る	・生涯学習の理念と施策 ・社会教育の意義と展開 ・社会教育に関する法令 ・社会教育主事・社会教育指導者の役割 ・生涯学習社会と学校・家庭・地域 等
生涯学習支援論 〔2単位〕	学習者の多様な特性に応じた学習支援に関する知識及び技能の習得を図る	・学習支援に関する教育理論 ・効果的な学習支援方法 ・学習プログラムの編成 ・参加型学習の実際とファシリテーション技法 等
社会教育経営論 〔2単位〕	多様な主体と連携・協働を図りながら、学習成果を地域課題解決や地域学校協働活動等につなげていくための知識及び技能の習得を図る	・社会教育行政と地域活性化 ・社会教育行政の経営戦略 ・学習課題の把握と広報戦略 ・社会教育における地域人材の育成 ・学習成果の評価と活用の実際 ・社会教育を推進する地域ネットワークの形成 ・社会教育施設の経営戦略 等
社会教育演習 〔2単位〕	社会教育主事の職務を遂行するために必要な資質及び能力の総合的かつ実践的な定着を図る	・社会教育に関する実践演習 ・社会教育に関する現場体験 等
合 計 8単位		

地域づくり人材ワールド・カフェ

有効な地域づくり人材の育成・確保に関する調査・研究「地域づくり人材の養成に関する調査研究会（人材研）」で蓄積された成果・ノウハウを、地域づくりの実践に繋げるため、「地域づくり人材ワールド・カフェ」を開催

- 地域づくりに関わる方に気軽に参加してもらえよう、「講演 + ワールド・カフェ」といった形式で実施
- 全国 4 ブロックに分けて、地域づくりに関わる者（人材育成担当や教育関係部署等を含む）を広く対象に開催

開催概要

- 開催回数：年 4 回（通常回 3 回、専門的に議論する場 1 回）
- 開催方法：現地開催（+オンライン（講演のみ）のハイブリッド形式）
- 対象者：自治体職員（※）、地域おこし協力隊員、地域運営組織（RMO）構成員、集落支援員、社会教育士など、地域づくりに関わる者を広く対象
※ 地域づくり担当部署に限らず、人材育成担当部署や教育委員会関係部署等を含む

通常回（計 3 回）

- テーマに沿った講演 + ワールド・カフェによる意見交換
- 人材研構成員やゲストスピーカー等による講演
- ワールド・カフェでは参加者同士の対話を重ねながら、意見交換を図る

専門的に議論する場（1 回）

- 人材研構成員とゲストスピーカーによるディスカッション
- 会場参加者である実践者（地域づくり人材 + 社会教育人材）を交えた意見交換

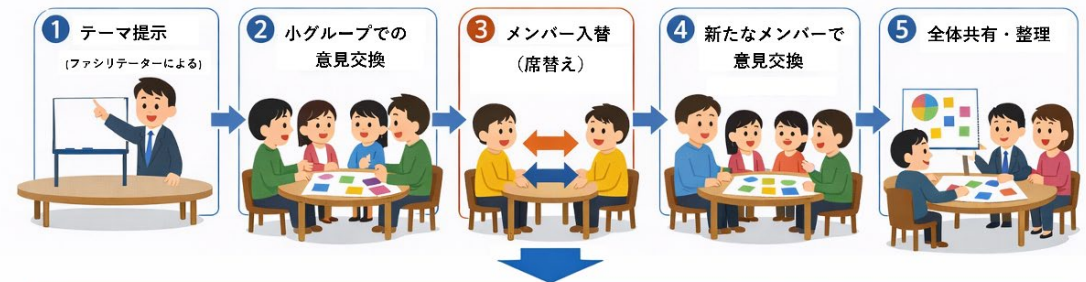
※ ワールド・カフェは通常回のみ実施

POINT

- テーマ：地域づくり人材と社会教育人材の連携の可能性 等
- 「地域づくり人材の養成に関する調査研究会」の令和 7 年度報告書において、地域づくりの取組を進めるに当たり、社会教育を通じたファシリテータースキルを有する人材育成の重要性等の指摘や提言を現場にフィードバックする

ワールド・カフェとは？

- カフェのようなリラックスできる雰囲気の中で、メンバーを入れ替えながら少人数で対話を重ねて意見交換を行う手法



【目的】

- ・ 多様な視点を取り入れ創造的な対話を促進

【効果】

- ・ 深い相互理解や新しい知識
様々な気づきや学びを得る

